

～練馬区で創業をお考えの方、創業後間もない方へ～

ワンストップ相談による特定創業支援等事業のご案内



事業概要	創業する方または創業後間もない方に行う継続的な支援で、経営、販路開拓、財務、人材育成の知識が全て身につく事業をいいます。 専門家の支援を受け、練馬区から「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明（以下、「証明書」という）」の交付を受けることで、創業に関する優遇措置（P.4 参照）を受けることができます。		
対象者	練馬区内で創業を考えている方、練馬区内で創業後5年未満の方 （お住まいは練馬区外でもかまいません）		
参加要件	① ワンストップ相談において、1回の講義・相談を概ね2時間程度、継続して6回以上、概ね1か月以上にわたり、経営、販路開拓、財務、人材育成の4つの要件について専門家のアドバイスを受けること。 ② 毎講義後の宿題、およびビジネスプランを提出し、全て添削を受けること ※1日に受けられる支援は1回のみ。1回目の支援から6か月以内にビジネスプランを提出し、合格判定を受けること。		
参加費	20,000 円（税込）	定員	各チーム10名（年8チーム実施）
事前準備	オンライン参加環境はご自身でご用意いただきます。（2-②参照）		
支援カリキュラム 【講義各2時間＋個別面談各1時間】 ※全日オンライン開催※	回数	内容	宿題
	第1回 経営 （集団講義）	第1章 起業とは 第2章 アイデアの発想方法 第3章 事業コンセプトとビジネスモデル 第4章 ビジネスプランの基本 第5章 事業形態 第6章 資金調達	事業コンセプトの作成
	第2回 販路開拓 （集団講義）	第1章 マーケティングとは 第2章 市場調査 第3章 基本戦略/事業コンセプト 第4章 マーケティングミックス 第5章 プロモーションの基礎	マーケティング計画の作成
	第3回 財務 （集団講義）	第1章 マーケティング計画と売上計画 第2章 損益計画書 第3章 損益分岐点売上高 第4章 資金計画 第5章 資金繰り 第6章 青色申告と税の知識 第7章 財務諸表	損益計画と資金計画の作成
	第4回 人材育成 （集団講義）	第1章 許認可 第2章 社会保険の知識 第3章 雇用の知識 第4章 事業に関する法律 第5章 知的財産権 第6章 起業後の経営（理念とビジョン、財務分析） 第7章 ビジネスプランの作り方	ビジネスプランの作成
	第5回 （個別相談）	※個別相談は2回を必須とし、 各自ビジネスプランの完成を目指します。	（ビジネスプランの ブラッシュアップ）
	第6回 （個別相談）		

ワンストップ相談の進め方			
1 申込・決定	①相談申込	HPよりお申込みいただき、参加費をお支払いください。 ※ご参加の方にはお申込み時に「本事業における個人情報の取扱い」と「個人情報保護方針」にご同意いただきます。	
	②日程	第1回～第4回は日程表(P.3 参照)どおり実施しますので、遅刻・欠席なくお申込みターム内にご参加ください。補講日はありません。第5回・第6回は、個別に担当専門家（中小企業診断士等）と調整して相談日を決定します。	
2 支援の開始から終了まで	①テキスト	参加決定後、講義開催日までに全4回分まとめて送付します。 ※レターパックライト予定。	
		資料名	使い方
		レジメ （＋ワークシート）	テキストの内容について要点をまとめてあります。 講義は、主にレジメを使用してご説明します。
		テキスト	創業に必要な知識をまとめてあります。 主に復習にご利用ください。
		宿題（サンプル）	実際の宿題提出はデータ限定となります。
	②参加環境	・本人確認のため、カメラは常時ONの状態、受講者の氏名を明示のうえご参加いただきます。 ・講師からの質問やグループワーク等が予定されています。常に会話のできる環境でご参加ください。（必要に応じてイヤホン・マイク等もご用意ください） ※上記2点を満たせば、スマートフォンでのご参加も可能です。 ・宿題は指定形式（Microsoft Word）のデータでご提出いただきますので、データの編集可能な環境をご準備ください。（2-④参照）	
	③相談の進め方	講義は以下の内容で進めます。 1. 創業に関する知識について説明 2. 説明内容についての疑問点の解決 3. 宿題についての説明	
	④宿題の提出	■提出期限：金・土クラス：講義翌週の水曜日、水クラス：講義翌週の月曜日 （注）宿題の提出が無い場合は、次の講義・相談に参加することができません。 ■テンプレートのダウンロード 練馬ビジネスサポートセンターHPからダウンロードできます。 （注）宿題の受付は指定形式（Microsoft Word）のデータ提出に限ります。 手書きでの提出は受付できません。また、レイアウトが崩れてしまうため、フリーソフトの使用はご遠慮ください。	
	⑤5回目以降の予約	第5回・第6回は、講義日程中に個別に担当専門家（中小企業診断士等）と調整して相談日を決定します。	
	⑥支援の終了	「ビジネスプラン」に合格判定を受けると本支援事業の終了となります。	
3 証明書の交付申請	必要書類	特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に関する申請書 ※受講修了された方に、ネリサポより個別にご案内します。	
	証明書の申請先	練馬区経済課庶務係（練馬区役所9階）	
	※証明書の有効期限	以下の2つのうち、どちらか早い日まで。 ・令和9年3月31日 ・事業を開始した日から5年を経過しない日 ※事業を修了しても有効期限を超過している場合、証明書の発行はできません。	

令和7年度ワンストップ相談による特定創業支援等事業 年間日程表（全8ターム）

	申込期間	第1回	第2回	第3回	第4回	第5・6回	証明書発行
5月ターム 10:00～12:00	R7/4/4 正午～4/21	5/10(土)	5/17(土)	5/24(土)	5/31(土)	6月上旬以降※	★証明書の発行は申請後 概ね二～三週間程度掛かります。
6月ターム 19:00～21:00	5/7 正午～5/22	6/6(金)	6/13(金)	6/20(金)	6/27(金)	7月上旬以降※	
8月ターム 19:00～21:00	7/7 正午～7/23	8/6(水)	8/13(水)	8/20(水)	8/27(水)	9月上旬以降※	
9月ターム 10:00～12:00	8/12 正午～8/27	9/13(土)	9/20(土)	9/27(土)	10/4(土)	10月上旬以降※	
10月ターム 19:00～21:00	9/9 正午～9/24	10/10(金)	10/17(金)	10/24(金)	10/31(金)	11月上旬以降※	
11月ターム 10:00～12:00	10/2 正午～10/17	11/1(土)	11/8(土)	11/15(土)	11/22(土)	12月上旬以降※	
12月ターム 19:00～21:00	10/30 正午～11/14	11/28(金) ※11月開講	12/5(金)	12/12(金)	12/19(金)	1月上旬以降※	
3月ターム 19:00～21:00	R8/2/3 正午～2/18	3/6(金)	3/13(金)	3/20(金) ※祝日開催	3/27(金)	4月上旬以降※	

※第5・6回（個別相談）、証明書発行の日程はビジネスプラン作成の進捗によって変動します。

《★証明書の発行時期について》

証明書は、申請書の受理から発行までおおよそ2～7営業日かかります。
（郵送でのお渡しの場合、お手元に届くまでにさらに2～3日程度かかります。）

「創業に関する優遇措置」に関する注意

・練馬区の「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」は本事業の受講者本人名義でのみ発行します（代理人の受講不可）。証明書の名義人以外は優遇措置を受けることはできません。

・優遇措置の内容は次頁表をご参照ください。
各優遇措置には、それぞれ条件および審査等があります。支援を受けた方全員が必ず優遇措置を受けられるということではありませんので、ご注意ください。
詳細は優遇措置を実施している各機関へお問合せください。

特定創業支援等事業
（練馬区 HP）



問 合 せ	特定創業支援等事業について	練馬ビジネスサポートセンター（ネリサポ） 03-6757-2020
	証明書の発行について	練馬区経済課庶務係 03-5984-2672

創業に関する優遇措置一覧

優遇措置の内容	対象者	問合せ先
会社（株式会社または合同会社）設立時の登記にかかる登録免許税の軽減 資本金の 0.7%→0.35% 例：株式会社の最低税額 15 万円→7.5 万円 例：合同会社の最低税額 6 万円→3 万円	事業を営んでいない個人または事業を開始した日以後 5 年を経過していない個人の方で、練馬区内で会社を設立する予定の方 (既に会社を設立した方が組織変更を行う場合は対象外)	東京法務局 練馬出張所 電話：03-5971-3681 備考：証明書原本が必要
創業関連保証の特例 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の 6 か月前から利用することが可能	- 事業を営んでいない個人の方 - 新たに会社を設立して創業しようとする方	東京信用保証協会 池袋支店 電話：03-3987-5445 備考：証明書(写し)が必要
日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の優遇 貸付利率が優遇され、特別利率で利用することが可能	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね 7 年以内の方	日本政策金融公庫 池袋支店 電話：03-3983-2131 備考：証明書(写し)が必要
東京都「創業融資」の創業支援特例の適用 融資利率を 0.4%優遇	- 事業を営んでいない個人の方 - 新たに会社を設立して創業しようとする方	東京都産業労働局 金融部金融課 電話：03-5320-4877 備考：証明書(写し)が必要
練馬区産業融資あっせん制度「創業支援特別貸付」の申込要件に該当 - 利用者負担金利 0.2%で上限 500 万円の融資のあっせんを受けることが可能 - 信用保証料の 2 分の 1 を補助	- これから事業を始める方、または開業後 1 年未満の方 - 区内に主たる事業所を開設すること。かつ、法人の場合は、登記上の本店所在地を区内にすること	練馬区経済課融資係 (ネリサポ施設内) 電話：03-5984-2673 備考：証明書(写し)が必要

※その他、国や東京都の創業に関する補助金・助成事業の申請要件に該当します。

創業支援制度全般のご紹介・ご案内をご希望の方はネリサポの窓口相談（無料）をご利用ください。

練馬ビジネスサポートセンター（ネリサポ） 電話：03-6757-2020

※サンプル※

本紙は「証明書」の発行を申請する際に、練馬区役所へご提出いただきます。

特定創業支援等事業を受けたことの証明

交付対象者チェックリスト

本チェックリストは、証明書発行申請時に申請書と一緒にご提出ください。
基準日は、カリキュラム修了後、練馬区に証明書発行の申請を行う時点です。

1 事業を営んでいない個人または創業後5年未満の方が対象となります。

※(1)または(2)のいずれかにおいて、すべてにチェックが入る方が対象

(1) 事業を営んでいない個人の場合

☐ 個人事業主として開業届を提出していない。

または個人事業主として開業したが、廃業届を提出している。

☐ 法人の代表者でない。

または法人の代表者であったが、代表者をおりている。もしくは法人の清算結了の登記を行っている。

(2) 創業後5年未満の方

☐ 創業（個人事業主であれば開業届、法人の代表者であれば法人設立届等に記載の日）から5年を経過していない。

☐ 優遇措置を受ける事業は、第2創業（2社目の創業）でない。

※個人事業主として開業済みの方のうち、個人事業主から法人成りする場合は対象となります。個人事業主としての事業を継続しつつ全く新たな事業の法人を立ち上げる場合は、対象となりません。

【注意】新規に創業する事業が、既に開業済みの事業とは異なる事業内容であっても「第2創業」に該当します。

2 原則、練馬区内で創業をする方が対象となります。

☐ 創業する事業の本店所在地は、練馬区内である。

☐ 創業する事業の本店所在地が練馬区内でない場合、会社設立時の登記にかかる登録免許税の軽減や日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げ等の優遇措置を受けられないことを確認した。

上記内容に、相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名